

国指定史跡

荻外荘保存活用計画

【概要版】

平成29年3月

杉 並 区

国指定史跡 荻外荘保存活用計画（概要版）

目次

第1章	計画策定の沿革・目的	
第1	計画策定の沿革	1
第2	計画策定の目的	1
第2章	史跡の概要	
第1	史跡指定範囲	1
第2	指定告示	1
第3	指定に至る経緯	2
第4	荻外荘の歴史的経緯と建物・敷地の変遷	2
第3章	荻外荘の価値	
第1	荻外荘の価値の明示	7
第4章	現状と課題	
第1	現状と課題	12
第5章	大綱・基本方針・方向性	
第1	大綱	13
第2	基本方針・方向性	14
第6章	保存（保存管理）	
第1	保存（保存管理）の方法	15
第7章	活用	
第1	活用の方法	18
第8章	整備	
第1	保存（復原）のための整備	19
第2	活用のための整備	20
第3	防火・防災のための整備	21
第4	耐震対策	22
第5	耐風対策	23
第9章	運営・体制の整備	
第1	管理運営の方法	24
第2	地元地域の機運醸成	24
第10章	施策の実施計画の策定	
第1	施策の実施計画区の策定	25

- ・本書は『荻外荘保存活用計画』（杉並区）の概要版である。
- ・本書は、計画の概要を広く周知することを目的に作成したもので、「保存活用計画」のうち、計画に関わる部分を抜き出し再編集したものである。省略した内容もあり、本書はあくまで概要版であって正式な保存活用計画として効力を持つものではない。

第1章 計画策定の沿革・目的

第1 計画策定の沿革

平成24年2月、荻外荘の所有者であった近衛文麿の次男の逝去を契機に、当地が開発されてしまうかもしれないとの声が聞かれるようになった。同年6月に地元10町会の町会長の連名で『「荻外荘」に関する要望書』が区に提出され、今後も荻外荘が維持され、その歴史的な価値と豊かなみどりが継承されるために、区が取得することも含めて最善を尽くすよう要望された。こうした中、平成24年9月の第三回区議会定例会において、田中良区長は「地域の皆様の思いにお応えできるよう、関係者と調整を行い、荻外荘の保全に向けて最大限努力してまいります。」と答弁し、その後、所有者との交渉を経て土地の売買契約を締結するに至った。平成27年、国史跡の指定に向けた動きと併せて、将来の整備・活用に向けた保存活用計画の検討を行った。

第2 計画策定の目的

荻外荘の史跡としての価値とその構成要素を明らかにし、それらを適切に保存・活用し、確実に次世代に引き継ぐための方針、方法等を定めることを目的とする。

第2章 史跡の概要

第1 史跡指定範囲

住所	地番	面積 (㎡)	地目	所有者名	指定年月日
杉並区荻窪二丁目43番	743-4	5726.00	宅地	杉並区	平成28年3月1日
	743-31	345.69			

第2 指定告示

文部科学省告示第26号

（史跡指定 平成28年3月1日）

文化財保護法 第109条 第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

名称：荻外荘（近衛文麿旧宅）

所在地：杉並区荻窪二丁目

地域：七四三番四、七四三番三一



図2-1 案内図

第3 指定に至る経緯

荻外荘は、大正天皇の侍医も務めた医師の入澤達吉（1865～1938）が、伊東忠太に設計を依頼し、昭和2年に建てた別邸の「^{かうてきそう}楓荻荘」を、近衛が昭和12年に譲り受けたものである。

以後、近衛家の所有となった荻外荘は、平成23～24年度に文化庁が実施した近代遺跡調査の対象とされ、将来的な保存・活用が望ましい近代政治分野の文化遺産として位置づけられることとなった。

このような動きと前後して、平成24年、荻外荘の前所有者で、近衛文麿の次男の死去をきっかけに、地域から杉並区に対して荻外荘の保存を求める声が挙がった。区では、将来的な公園としての整備・活用を想定し、平成24～平成25年度にかけて建物調査等を実施した。また、平成26年2月には、荻外荘居住棟を含む当該地を購入、その後は国指定の史跡を目指すべく、平成27年に『荻外荘基礎調査報告書』を作成した。その一方で、南側にある庭園部分は、暫定整備を実施した上で、平成27年3月14日より「（仮称）荻外荘公園」として日中の開放を開始、建物は区が取得した時の状況を維持しつつ制限公開を行っている。

平成27年7月15日、区は荻外荘について、文化財保護法第189条の規定に基づき、日本政治史における重要な場所として、史跡指定されるよう意見具申を行った。

平成27年11月20日、文化審議会より文部科学省への答申が行われ、平成28年3月1日付け文部科学省告示第26号により「荻外荘（近衛文麿旧宅）」として史跡に指定された。

第4 荻外荘の歴史的経緯と建物・敷地の変遷

1. 荻外荘の歴史的経緯

荻外荘の歴史的経緯	
<p>創建 (入澤達吉荻窪別邸)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大正天皇の侍医を務めた入澤達吉の荻窪別邸として、昭和初期に創建された。設計者は、建築家の伊東忠太である。 ・ 入澤は、荻窪の土地を明治41年から昭和6年にかけて購入した。現在保存されている荻外荘の敷地は、明治41年から明治42年及び大正4年に購入した土地である。 ・ 昭和11年からは入澤の本宅となったが、翌12年の秋頃、第一次近衛内閣を組織していた近衛文麿が入澤より購入し、12月初めに入居した。近衛が入居してまもない時期に、西園寺公望が「荻外荘」と命名した。

荻外荘の歴史的経緯		
近衛文麿 居住時代	第一次 内閣期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荻外荘入居当時、第一次近衛内閣の首相であった近衛は、木戸幸一や原田熊雄（西園寺の秘書）、父篤磨時代より関係の深い小川平吉らと、昭和12年7月に勃発した日中戦争の終結に向けた方策や内閣人事等について、日常的に意見交換や調整を行った。 ・ 昭和13年4月に近衛が体調不良を訴えて荻外荘に引き籠った際には、側近らが日参した。また、昭和12年末頃から総理辞任の意思を示していた近衛に、木戸らが思いとどまるよう度々説得にあたった場所も荻外荘であった。
	第二次 第三次 内閣期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和15年7月17日に総理就任の大命降下を受けた近衛は、19日に東條英機（陸相予定）・松岡洋右（外相予定）・吉田善吾（海相予定）ら大臣就任予定者を荻外荘に呼び、「荻窪会談」を行った。会談では、ドイツやイタリアとの提携強化や、東南アジア地域に対する南進政策など、第二次近衛内閣の基本方針が話し合われたといわれている。特に、ドイツ・イタリアとの提携強化の方針は、同年9月27日の日独伊三国同盟の締結につながった。また荻外荘は、第二次内閣組閣における組閣本部としても機能した。 ・ 同年に行われた大政翼賛会の設立にあたっては、人事に関する決定のほか、成立前夜の10月11日には発会式で用いる宣言と綱領についての協議が行われた。 ・ 第三次内閣期の昭和16年10月12日には、戦争回避を目的とした日米交渉において、アメリカが強く要求していた中国からの陸軍撤兵について話し合うべく、東條英機陸相・及川古志郎海相・豊田貞次郎外相・鈴木貞一企画院総裁らと「荻外荘会談」を開いた。しかし、陸相の東條が中国撤兵を拒否したことから、近衛は日米交渉妥結の糸口を見出すことができないまま、第三次近衛内閣総辞職を決するに至った。
	戦時中 から 自決まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦時中、近衛の居所である荻外荘には憲兵の監視が付いていたが、近衛は反東條運動や終戦工作などにあたった。 ・ 終戦後の昭和20年12月6日、近衛はGHQから戦犯容疑による逮捕命令を受け、出頭当日の12月16日未明に荻外荘の自室で自決した。

荻外荘の歴史的経緯	
吉田茂の居住	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田茂は、第一次吉田内閣総辞職後の昭和 22 年夏頃より、野党時代における東京の邸宅として荻外荘に居住した。 ・ 翌 23 年 10 月の第二次吉田内閣組閣にあたっては、組閣本部となった首相官邸だけでなく荻外荘でも、入閣候補者や側近、関係者らとの調整が行われた。 ・ 荻外荘は、第二次吉田内閣組閣においても、組閣本部に準じる役割を担った。吉田が荻外荘を去った時期は不明であるが、第二次内閣成立からほどない時期のことと思われる。
現在まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近衛文麿の没後は、次男が居住した。昭和 35 年に、玄関棟と客間棟が豊島区内へ移築され、北側附属屋は取り壊しとなった。 ・ 平成 24 年 2 月に次男の死去に伴い、区は平成 26 年 2 月に建物部分を含む敷地を購入、平成 28 年 3 月に国史跡に指定された。



図 2-2 近衛文麿自決直後の荻外荘（昭和 20 年 12 月 17 日撮影 共同通信社提供）



図 2-3 荻窪会談の様子（昭和 15 年 7 月 19 日撮影 共同通信社提供）

2. 建物・敷地の変遷

荻外荘の建物は、荻外荘移築部分も含めて保存状況が良好なことに加え、創建時からの古図面、古写真など建物に関する資料も多数残されており、創建時から現在に至るまでの変遷もほぼ明らかとなっている。この変遷期を第 1 期（昭和 2～12 年）、第 2 期（昭和 13～16 年）、第 3 期（昭和 16～35 年）、第 4 期（昭和 35 年）、第 5 期（昭和 35 年～現在）とし、ここでは近衛が居住し、政治活動を行った第 3 期と第 4 期の変遷図を示す。

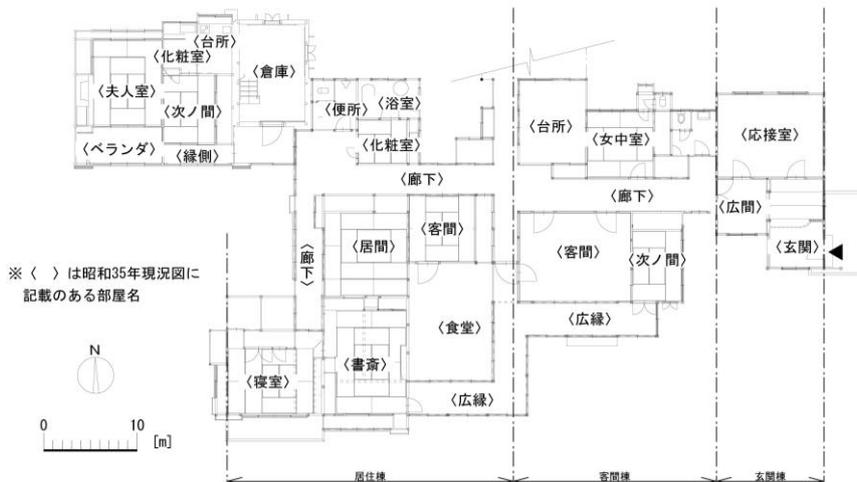


図 2-4 第 3 期平面図(昭和 16～35 年)

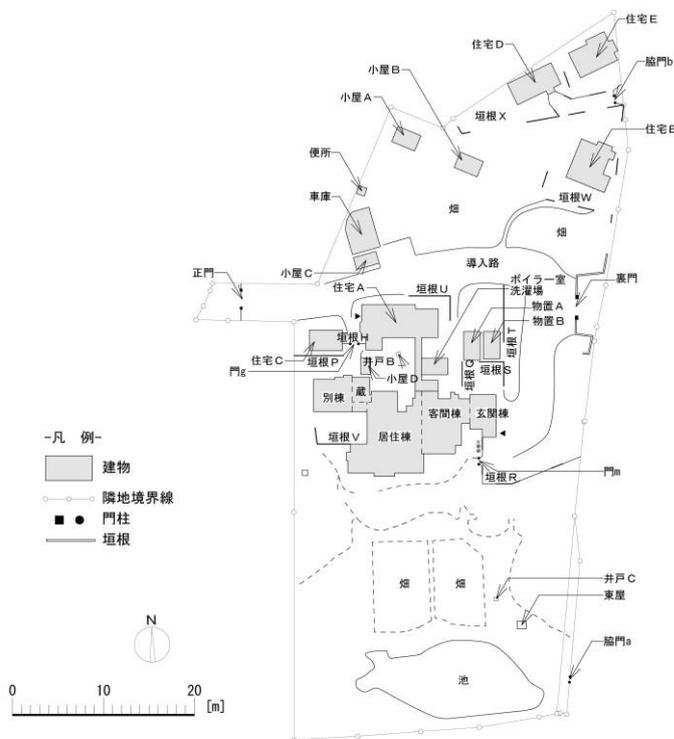


図 2-5 近衛邸（荻外荘）用地実測図（昭和 23 年 4 月）第 3 期配置図

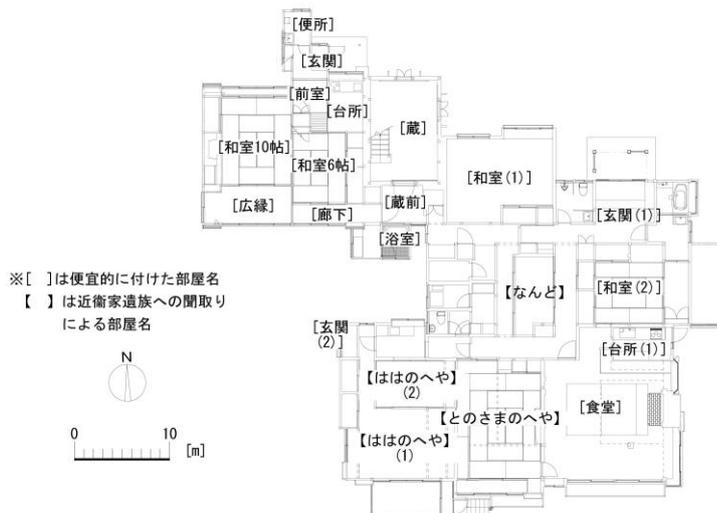


図 2-6 第 期平面図（昭和 35 年～現在）

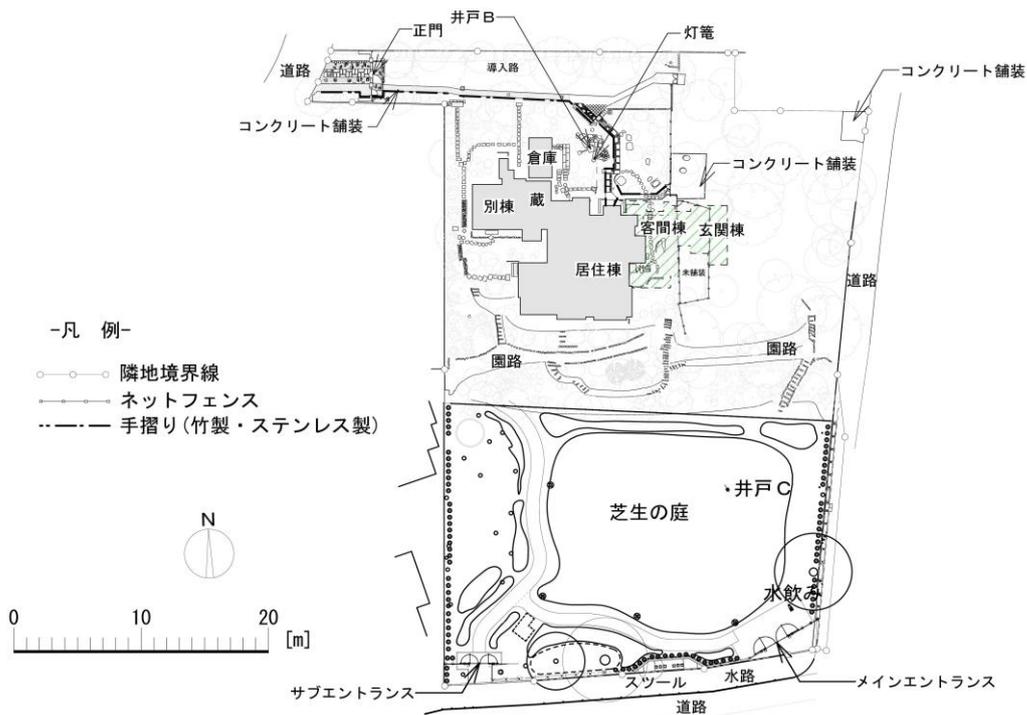


図 2-7 第 期配置図（現況）

第3章 荻外荘の価値

第1 荻外荘の価値の明示

1. 本質的価値

昭和16年(1941)の日米開戦へと続く歴史的経緯を解明する上で、重要な意味をもつ近衛文麿とその内閣の政治の場となり、日本の歴史を大きく動かすこととなった場所として、日本政治史上重要である。

1 三次におよぶ近衛内閣の政治活動が行われた場としての価値

- ・ 郊外の別邸として譲り受けた荻外荘は、近衛の私的な生活空間であった。しかし近衛は、個人的な思索や外部との意見調整だけでなく、第二次内閣の方針を決した「荻窪会談」や、大政翼賛会の人事決定、日米戦争回避を目的とした「荻外荘会談」など、重要な政治・外交を執り行う場としても活用した。
- ・ 荻外荘は、三次にわたる近衛内閣期において、首相官邸に準ずる、限りなく公的な政治空間として機能したと位置づけられる。

2 近衛最期の決断の場

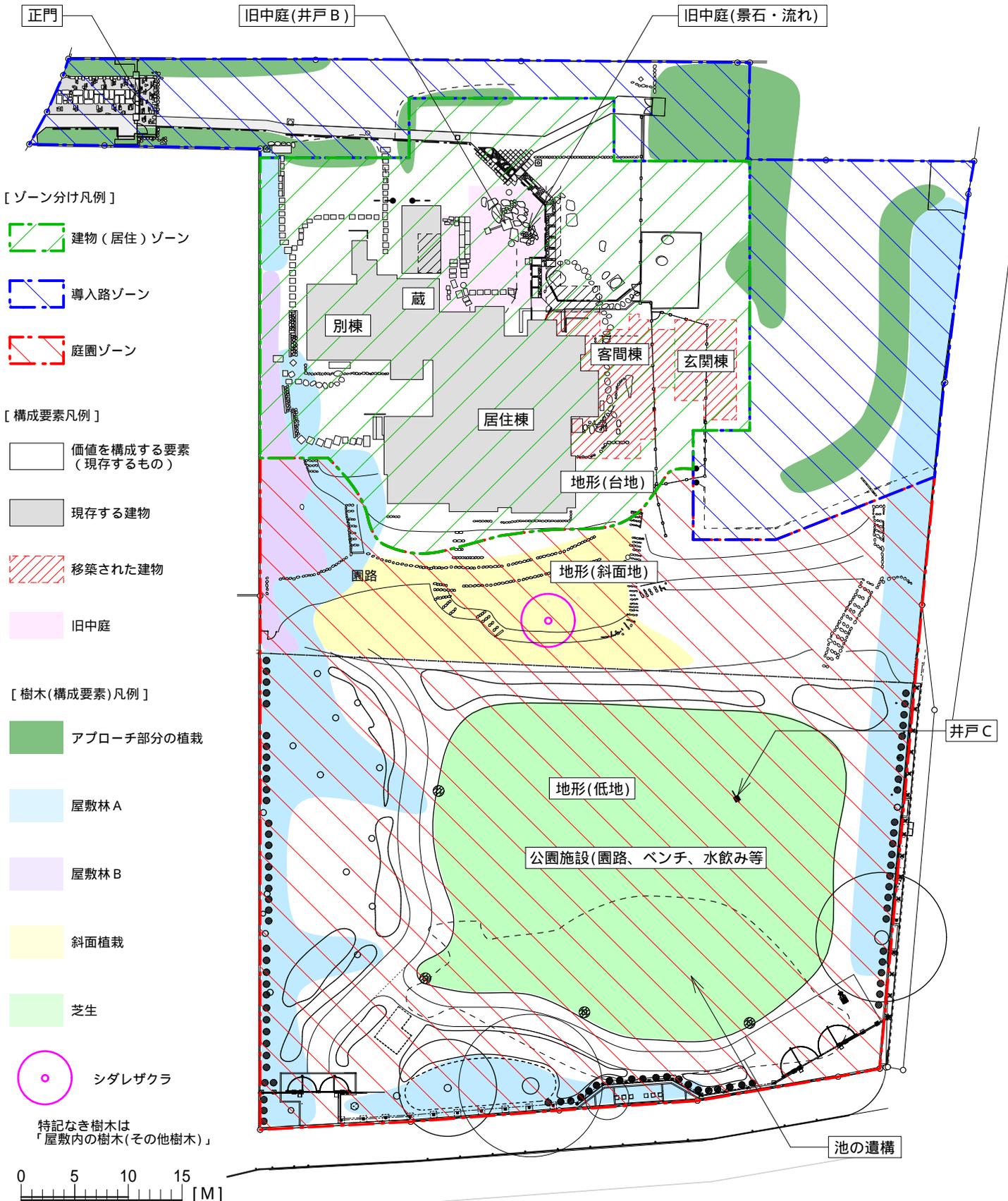
- ・ 戦後、戦犯容疑でGHQより逮捕命令が発せられた近衛は、巣鴨出頭当日の昭和20年(1945)12月16日早朝、遺書を残し、荻外荘居住棟の書斎にて自決した。

3 近衛による政治の場となった敷地と建物が残る

- ・ 荻外荘は、近衛の自決後、杉並区が取得するまでの間、近衛家親族により継承されており、一定の広さをもった敷地、南より低地、斜面地、台地と構成される地形、庭と台地上に位置する建物との配置状況は、政治の場として活用されていた頃の状況をよく残している。
- ・ 建物は、一部が豊島区へ移築されているものの、意匠・構造共に保存状況がよく、荻窪においても近衛が自決した書斎は、ほぼ自決した当時のまま保存され、主要構造部材及び外観、外部の正門がよく残されている。
- ・ 現在の敷地及び建物は、当時の状況を良く残しており、政治の場を偲ばせるものとして価値が高い。なお、荻外荘の建物は、近衛が居住していた頃の古図面、古写真など建物に関する資料も多数残されており、当時の改修履歴もほぼ明らかとなっている。
- ・ 近衛が政治の場として活用していた頃への復原が可能である。荻外荘移築部分が荻窪に再移築され、復原されれば、近衛による政治の場として活用されていた当時の状況が、より明確となり、史跡としての価値を一層高めることとなる。

配置図（ゾーン分け、構成要素）

史跡指定面積：6071.69㎡



【構成要素の整理】

本表では「現存するもの」をまとめて示す
 [] で囲まれた諸要素は「指定地外に現存するもの」を示す

史跡指定地全体

建物（居住）ゾーン

導入路ゾーン

庭園ゾーン

A. 近衛文麿居住当時の価値の構成要素

1. 本質的価値を構成する諸要素

地形（台地）、 居住棟、 別棟・ 蔵
 [玄関棟 客間棟]

地形（台地）、 正門

地形（低地、斜面地、台地）



2. 本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素

建築的価値

居住棟、別棟・蔵 [玄関棟 客間棟]

住宅都市・杉並の歴史を代表する屋敷としての価値

地形（台地）、別棟・蔵
 旧中庭（ 井戸B、 景石・流れ）
 [玄関棟 客間棟]

地形（台地）、正門
 屋敷内の樹木
 （ アプローチ部分の植栽、 屋敷林A ）

地形（低地、斜面地、台地）
 屋敷内の樹木
 （ 屋敷林A、 屋敷林B、 斜面植栽）
 井戸C、 池の遺構



3. 本質的価値との関わりが明らかでない諸要素

旧中庭（井戸B、景石、流れ）

屋敷内の樹木
 （アプローチ部分の植栽、屋敷林A）

屋敷内の樹木
 （屋敷林A、屋敷林B、斜面植栽）
 井戸C、池の遺構

B. 近衛文麿居住以降の価値の構成要素

吉田茂の居住と政治の場としての価値

地形（台地）、居住棟、別棟・蔵

地形（台地）、正門

地形（低地、斜面地、台地）

住宅都市・杉並の歴史を代表する屋敷としての価値

屋敷内の樹木（その他樹木）

屋敷内の樹木（その他樹木）

屋敷内の樹木
 （ シダレザクラ、 芝生、その他樹木）



地域住民の憩いの場としての価値

屋敷内の樹木（その他樹木）

屋敷内の樹木
 （アプローチ部分の植栽、屋敷林A）
 屋敷内の樹木（その他樹木）

公園施設
 屋敷内の樹木
 （屋敷林A、屋敷林B、斜面植栽）
 屋敷内の樹木
 （シダレザクラ、芝生、その他樹木）

2. 価値を構成しない諸要素

導入路、外灯A～E、未利用地コンクリート舗装、手摺り、門、建仁寺垣（ユニット）
 コンクリートブロックの上メッシュフェンス、ネットフェンス、園路、敷石・飛石、蹲、ポンプ、流し、倉庫

C. 価値を特定できない諸要素

旧中庭（灯籠、樹木等）、馬繋、力石、景石、覆屋、不明構築物、敷石・飛石

D. 指定地の周辺地域を構成する諸要素

近衛文麿居住時代の旧敷地、善福寺川、保護樹木、杉並区立角川庭園、幻巖山房一すざなみ詩歌館一、西郊ロッジング、大田黒公園

2. 本質的価値に準ずる価値

1 建築的価値

伊東忠太設計の現存する邸宅建築としての価値

- ・ 荻外荘の建物は、大正天皇の侍医を務めた入澤が、懇意の伊東に設計を依頼して、昭和2年に建てた別邸建築で、明治から昭和にかけて日本建築界をけん引した建築家伊東忠太の現存する数少ない邸宅建築の一つとして評価される。
- ・ 建物の外観は和風であるが、細部意匠や内部の天井の高い空間構成など、東洋的、中国的な要素が内包されている。荻外荘では、東洋などの歴史の中からさまざまな意匠要素を選択、抽出、融合、変形させた伊東ならではの独特な意匠、空間構成が見られる。
- ・ 伊東は、複数の人物と共同設計をしてきたと言われる。荻外荘においても、棟札より工事監督建築士として金子清吉が関わっていることが判明した。金子清吉は、元内匠寮技手で、伊東の直弟子である。伊東とは昭和期以降、中規模の社寺建築で共同活動をしてきたことがこれまでに知られている。しかし、設計における伊東との役割分担など不明な点も多い。荻外荘は、金子清吉が関わっている一事例であることから、伊東の設計活動の一端を解明する直接的な資料として貴重である。

建築資料的な価値

- ・ 建物は、棟札や幣串が残り「建築年代」「設計者」「施工者」が明確である。
- ・ 古図面、古写真など建物に関する資料が多数残されており、変遷がほぼ明らかとなっている。
- ・ 荻外荘で行われた荻窪会談等の様子は新聞紙面やニュース映像等で報道されており、当時の荻外荘の建物や敷地出入口の正門などが良好な状態で現存していることがわかる。
- ・ 登記簿等より、敷地は、一部の所有権が移転されているものの、主要敷地が残っていることが明らかである。

建物自体が内包している価値

- ・ 荻外荘の建物は、荻外荘移築部分も含めて保存状況が良好なことに加え、創建時からの古図面、古写真など建物に関する資料も多数残されており、創建時から現在に至るまでの変遷もほぼ明らかとなっている。
- ・ 荻外荘は、大正期の住宅環境改良の議論と深い関わりがあることで知られている入澤とその妻常子が施主となり伊東忠太が設計した現存する数少ない邸宅建築である。
- ・ 荻窪に残る別荘建築の数少ない遺構の一つとして住宅形成史の一端を担っている建築であると考えられ、今後の研究成果によっては、荻外荘はその内包する価値を様々な視点から評価できる可能性を持っている。

2 吉田茂の居住と政治の場としての価値

- ・ 戦後、近衛と共に和平工作を行った吉田茂が昭和 22 年（1947）夏頃から住みはじめ、昭和 23 年（1948）10 月の第二次吉田内閣の組閣においては人事に関わる構想を固めた場となった。
- ・ 第二次吉田内閣の組閣にあたり、逐一吉田の動きが新聞報道によって伝えられるなか、荻外荘が再び組閣の舞台の一つとして報じられた。
- ・ 吉田茂は、荻外荘の玄関寄り 7 室を、秘書や女中など総勢 8 名で間借りしていたとされる。それ以外の部屋を近衛家が使用していた。また、吉田茂は、近衛が自決した書齋を就寝に使っていた。
- ・ 間借りしていたことによる建物の大きな改修等が確実に行われたという記録は見られない。

3 住宅都市・杉並の歴史を代表する屋敷としての価値

- ・ 荻窪は環境的要因に基づく郊外別荘地としての需要の高まりから、明治末頃より、財界人や学者らの別荘が見られるようになり、こうした郊外別荘地としての性格に加え、関東大震災後の鉄道網の発達と都市部からの人口流入を経て、高級住宅地となった。荻外荘は、台地から見下ろす別荘地としての形が見られ、このような杉並の近代住宅形成史において、長く歴史を刻んだ代表的な屋敷として評価される。
- ・ 荻外荘の歴史は、はじめに入澤が荻窪の地に敷地を求めて別荘として建築したことに始まる。近衛が譲り受けてからは、別邸として使用していたものの、都心から程よい距離であったため、途中から近衛の実質的な本宅として使用されることとなった。近衛の死後、管理用地として利用されてきた北側の敷地と田んぼであった南側の敷地は売却されたが、建物周辺と南側庭園は近衛家によって維持されてきた。現在、区が取得し（仮称）荻外荘公園として活用している。
- ・ 屋敷内の樹木は、近衛により政治の場として活用されていた頃に比べ、その姿は変化してきたが、既存の樹木によって構成される樹木帯からなるその景観は近衛自決後も、荻窪の歴史と共に育まれてきたものである。地域住民にとっては、都市の住宅地域に残る数少ないみどりとして、また、当時の荻窪を偲ばせる景観の一つとして親しまれている。

4 地域住民の憩いの場としての価値

- ・ 敷地南側は、みどり豊かな（仮称）荻外荘公園の一部として整備されており、日中は開放されている。公園内の芝生広場や高木樹木等の景観は、地域住民の憩いの場として活用されている。

第4章 現状と課題

第1 現状と課題

	建物（居住）ゾーン	導入路ゾーン	庭園ゾーン
保存 (保存管理)	政治の場として重要な玄関棟・客間棟は指定地外に移築されているため、政治の場としての状況が完全な形で残されていない。復原・整備した上で、指定地内での適切な保存管理が必要である。	政治の場として重要な旧導入路は一部が民有地として宅地化しているが、当時の状況を偲ばせる状況は残されており、追加指定を含めて復原・整備することが望ましい。	近衛自決後、池、東屋、藤棚といった添景物等は失われるが、南側（庭園）からの眺望といった重要な景観は残されており、今後も適切な保存を図っていく必要がある。
		樹木帯は地域の重要な景観として大切にされている。当面は、現況の樹木等を軸に保全を行うことが望ましい。	
	旧状の詳細が不明である。新たな資料に対しては継続的な調査が必要である。		
活用	建物は復原して価値を高め、不特定多数の来訪者に対応できるよう整備を行った上で活用する必要がある。	旧導入路は長期的なビジョンで復原・整備を行い活用し、公園を使いながら価値を共有できるように工夫する必要がある。	公園として地域住民の憩いの場となっているが、指定地全体が一体的に活用されていない。公園を活かしながら価値を共有できるように工夫する必要がある。
	公開日を限定しているため、多くの来訪者が、その価値を共有できるように活用されていない。公開期間を増やす等、より多くの来訪者に活用してもらう必要がある。		
	多くの人たちが関心を持って訪れるよう、普及・啓発を行っていく必要がある。		
整備	現況は完全な形で旧状が残されていない。可能な範囲で復原・整備を行いつつ、復原が難しい要素は案内板や解説板を立て、来訪者が価値を共有できるよう整備する必要がある。また、安全で快適な活用のため保安上の整備、便益施設やサイン計画の整備等を行う必要がある。		
運営・体制	区主導による運営・体制のもと保存、活用、整備を行っているが、安全対策、価値の伝承といった観点から地域住民との連携を図る。加えて、施設の活性化や維持管理の経済性の面からも民間活力の導入を検討していく。		

第5章 大綱・基本方針・方向性

第1 大綱

今後の保存活用における将来像を大綱として以下に示す。

荻外荘は総理大臣を三度務めた近衛の政治の場となった昭和前期を基本に、当時の状態への復原・整備を目指します

建物は、本質的な価値である政治の場としての価値を踏まえ、昭和期の政治の転換点となる重要な会議等が数多く行われた時期の姿を含む昭和 16～20 年への復原・整備を行います 下記参照

屋敷内の樹木は、荻窪の歴史と共に育まれた現在の景観を維持し、豊かなみどりを享受できる場として整備します

(仮称)荻外荘公園は、地域住民の憩いの場として継承します

大田黒公園や角川庭園などの周辺施設との連携や回遊性を確保し、荻窪の歴史や原風景を顧みながら多くの人が集い、交流する杉並のおもてなしの場として活用します

- ・ 現在、豊島区内に移築されている「客間」等は、三次に及ぶ近衛内閣期に多くの重要な会議が行われるなど、近衛による公的な政治空間として機能した。「客間」については、荻窪会談が行なわれた昭和 15 年から、近衛の自決に至る昭和 20 年までの間に改修は行われておらず、その姿に変化は無い。また、荻窪会談が行われた当時、記者会見の場にもなった「応接室」については、近衛居住当時大きな改変は無かったと考えられている。
- ・ 荻窪に現存する「書斎」は、近衛の最期の決断である自決を遂げた場所である。「書斎」は、昭和 16 年以降に、それまでの洋間から和室に改修されたと考えられている。
- ・ これらのことから、昭和 16 年から昭和 20 年を基本に復原を行うことが、近衛の政治の場として機能した当時の荻外荘の姿を忠実に再現することになり、本質的価値を最も高める復原であると言える。

第2 基本方針・方向性

大綱に基づき、保存（保存管理）、活用、復原・整備、運営・体制の基本方針を以下に示す。

荻外荘は敷地、建物共に形状が変化してきている。近衛の政治の場として復原・整備を実現するためには、指定地北側の取得を含めて、段階的な整備が必要である。本項では将来像を勘案しつつ、短期的、中期的視点にたって保存活用計画の基本方針を示すこととする。

<p>保存 (保存管理)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近衛による政治の場としての価値を保存する。 ・ 屋敷内の樹木は、可能な限り保全することとし、歴史や景観を考慮しながら適切に維持管理を行う。 ・ 敷地南側は、地域住民の憩いの場として継承する。 ・ 将来的な復原・整備、あるいは展示に備え、荻外荘に関する資料を保存する。
<p>活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの訪れる人が、それぞれの視点で昭和前期の記憶をたどり、歴史について考える場を提供する。 ・ 屋敷内の樹木の豊かなみどりを享受し、人々が集い憩える空間として活用する。 ・ 地域や周辺施設等との連携の拠点とする。 ・ 地域活動の支援や活動の場所の提供を行う。 ・ 地域と連携したイベントや情報発信により、荻外荘を含めたまちの魅力を最大限にアピールしていく体制を整える。
<p>復原・整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊島区内に移築された建物部分を再移築し、本質的価値に位置付けられた、三次に及ぶ近衛内閣の政治活動が行われた客間と応接室や近衛最期の決断の場となった書斎等の諸室について、その価値を最も高める復原・整備を行う。 ・ 荻外荘の価値について理解を深める整備を行う。 ・ 施設を安全で快適に利用できるよう、景観に配慮しつつ便益施設等の整備を行う。
<p>運営・体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「荻外荘」が担う様々な機能や役割を活用するための運営方式や地域と連携した運営体制等を構築する。 ・ 歴史的遺構等の説明や展示について、外部有識者の指導や助言を参考に検討を行う。

第6章 保存（保存管理）

第1 保存（保存管理）の方法

1. 屋敷地（建物を除く）

建物（居住）ゾーンの敷地部分や導入路ゾーンについては、当時報道によって多くの人が目にしてきた正門を最優先に保存し、それ以外にも杉並の歴史を代表する屋敷として現在まで残されてきた旧中庭等を引き続き保存していく。

庭園ゾーンについては、公園施設として維持管理をしながら、当時の荻外荘にとって重要な景観の一つである南側からみた眺望を維持していくことに努める。

また、屋敷内の樹木は、地域の重要な景観として、現状を維持するため、区による定期的なせん定とともに、建物等の保存管理上支障がある樹木や、利用上の危険性がある樹木に対しては、必要な措置を行う等、現況の樹木等を軸に保全していくこととする。

項目	保存（保存管理）の方法
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 指定地内を構成する全ての要素について、共通して必要となる保存の方法を以下とする。 日常の維持管理、点検 良好な環境の形成、 必要に応じて修理・復旧
価値を構成する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> 価値を構成する要素は、原則、現状を維持し保存を図ることに努める。 「本質的価値との関わりが明らかな要素」については史跡の価値を体現する根幹の一つであるため、より厳密な保存管理を行っていく。 「本質的価値との関わりが明らかでない要素」については本質的な価値を損なわないよう留意すると共に史跡全体の構成の中で調和のとれた形で保存管理を行っていく。 現存しないもので、遺構調査を行っていないものは、旧状等不明である。それらについては、引き続き旧状を明らかにするための資料収集等を行っていく。
価値を特定できない諸要素	<ul style="list-style-type: none"> 旧状が不明なもの、歴史的経緯が不明なもののように価値を特定できない要素については、暫定的に現状を維持するが、旧状が判明した場合、復原のための移設や撤去を含めた取扱いの検討を行う。
価値を構成しない諸要素	<ul style="list-style-type: none"> 近年設置されたもので、史跡の理解に支障があるもの、本質的価値とかけ離れているものについては撤去を検討する。

項 目	保存（保存管理）の方法
植生管理 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋敷内の樹木は、長期的な施策として復原を目指す。短・中期的には、今後の復原に支障が出ないよう現状を保全しつつ整備を行い、復原に足る十分な資料が整った場合は、将来的な復原を検討する。 ・ 南側からの眺望については、近衛の政治の場として象徴的な姿であるため、復原のための資料が特定できる部分については、復原・整備後、その姿を維持していくことに努めることとする。
荻外荘関連 資料について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荻外荘は、残っていた棟札から、設計者、施工者の名前が明らかとなっており、その資料的価値は非常に高く、関係者による協力や継続的に行われてきた調査において、これまでに多くの資料を蓄積してきた。それらの資料は、今後期待される研究成果と共に復原・整備における根拠資料や展示の一つとして使われる等、重要な存在である。 <p>また、荻外荘に関連する資料は、適切な方法により保管を行う。</p>

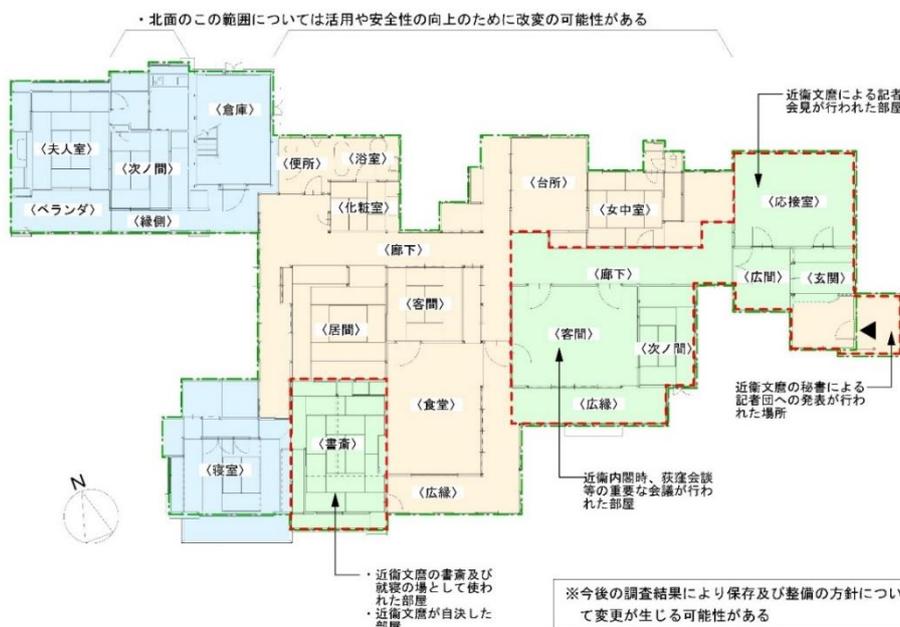
2．建造物の保護の方針

建造物は政治の場としての価値を踏まえ、復原年代を建物変遷第 期(昭和16～35年)の、近衛が自決をした昭和20年までの期間として設定した。復原後は、その状態を保存し、建築的価値の観点からは、建築家・伊東忠太の設計を将来に継承していくことが必要となる。なお、保護の方針を定めるにあたり、建物各部の価値に合わせた部分の設定を行う。

項 目	保護の方針
全体の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近衛が政治の場として活用していた時代から残る部位については、原則、材料自体の保存を行い、厳密な管理をする。
保存部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改造により原状が失われている部位は、資料等を根拠に忠実な復原を行い、復原後は材料の形状・材質・仕上げ・色彩においてその保存を行う。また、資料等を欠く場合は、推定復原を行い、復原後は主たる形状及び色彩の保存を行う。
保全部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改造により原状が失われている部位は、資料等を根拠に原状の姿をできるだけ目指す。 ・ 昭和13年に増築された別棟の内装は、建築当時の姿を残しているため、主たる形状及び色彩の保全を行う。
活用・改修部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改造により原状が失われている部分は、推定的な整備となるが、意匠上の配慮を行う。また、便益施設やバリアフリー対応等の活用や安全性の向上に配慮した整備を行う。

項目	保護の方針
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分である書斎は、近衛が自決した部屋がそのまま残り、政治の場としての価値も高い部屋である。特に厳密な保存管理が求められるため、立入禁止を含め検討を行う。 外観は保存部分とするが、十分な資料がなく、忠実な復原が困難な北面の範囲については、景観を考慮した上で、活用や安全性の向上のために改変が可能な範囲とする。また、耐震上、保存部分となる室内の意匠に影響を及ぼす補強などが必要となった場合、屋根の軽量化によってその補強が回避できる時に限り、屋根の改変を可能とする。

【各部分の設定】



凡例

--- : 本質的価値との関連が特定されている部分

構造材及び外観

--- : A 保存部分（範囲内の全て）

内装（床・壁・天井・敷居・鴨居・長押・建具等）

--- : A 保存部分

--- : B 保全部分

--- : C 活用・改修部分

※設備（機器、配管、配線）及び展示用具（情景再現含む）の設置等については保存及び整備の方針に則り、その価値を減じない整備を行う

部屋名〈 〉：旧部屋名（古図面参照）

【 】：間取りによる部屋名

[]：便宜的に定めた部屋名

図 6-1 各部分の設定

第7章 活用

第1 活用の方法

1 歴史について考える場としての活用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 荻外荘を訪れる人々が昭和前期の記憶をたどることができるよう現物展示を行い、各自が歴史について考えるきっかけとなる場を提供する。
2 屋敷内の豊かなみどりを享受し、集い憩える空間としての活用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建造物としての建物と庭園の調和を図りながら、地域の景観あるいは荻外荘の建物内外で屋敷内の豊かなみどりを享受し、人々が集い、憩える空間を提供する。
3 地域・周辺施設等との連携の拠点としての活用、観光エリアとしての活用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民・団体によるイベントへの協力、周辺施設等と連携したイベントの開催など、周辺地域、各施設、各団体との連携の拠点として活用を行う。また、回遊性を意識した上で荻外荘を中心に周辺エリアをハード・ソフトの両面から観光資源として活用する。
4 地域活動の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動の支援や活動場所の提供を行う。
5 荻外荘を含めたまちの魅力発信
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なイベントの開催、インターネットを活用した情報発信を行うことで、歴史・文化を感じさせるまちの魅力を、区内外に伝える役割を担うよう努める。

第2 本格開園前の活用

1 荻外荘の北側敷地開放と建物内一部公開
<ul style="list-style-type: none"> ・ 荻外荘の史跡指定後、知名度向上を図ると共に、今後の復原・整備に対する理解と協力につなげていくため、荻外荘の北側敷地及び建物内の一部公開等を実施する。
2 荻外荘移築部分の移築復原工事作業風景の公開、ワークショップ等の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・ 荻外荘移築部分を再移築する整備では、工事作業風景を可能な限り公開できるよう努め、来訪者や地域住民に対して価値の理解を深める機会をつくる。また、工事作業風景の公開と共に、移築復原に対する一体感を参加者と共に共有するためワークショップ等の開催を行う。

第8章 整備

第1 保存（復原）のための整備

1 荻外荘の建物の保存のための整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 荻外荘移築部分を再移築するまで、毀損箇所について適切な修理を行うと共に、進行を未然に防ぐ措置を行う。
2 荻外荘移築部分の再移築による復原・整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊島区より、荻外荘移築部分を再移築し、建物を復原する。再移築と併せて、毀損、衰亡箇所の修理を行い、耐震補強等の防災対策の他、防火・防犯対策等の整備を行う。
3 南側の庭からの眺望の復原・整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 南側の庭から見える豊かな樹木を可能な限り保全し、復原した建物の姿と共にその眺望を復原・整備する。
4 建物からの眺望
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物から見える眺望は、公園としての機能を維持し、池及びその周辺の樹木、藤棚、東屋等は、将来的な復原を検討しつつ、当面は存在を示す案内表示等で対応する。
5 旧導入路の復原・整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な復原を目指す、暫定的にそれらの存在を示す案内表示等で対応する。また、暫定整備にあたっては、将来的な復原に支障がでないよう考慮した整備を行う。
6 樹木等の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋敷内の樹木は、今後、景観を維持、あるいは保存に適した生育環境を確保していくための整備を行う。一方で、復原的な視点に関しては、近衛が居住していた頃の樹木状況を理解するための説明板等の設置を行う。
7 敷地の復原
<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地に隣接し、かつ復原・整備を目指す時期の敷地の復原については、荻外荘の価値向上の観点から検討を行う。

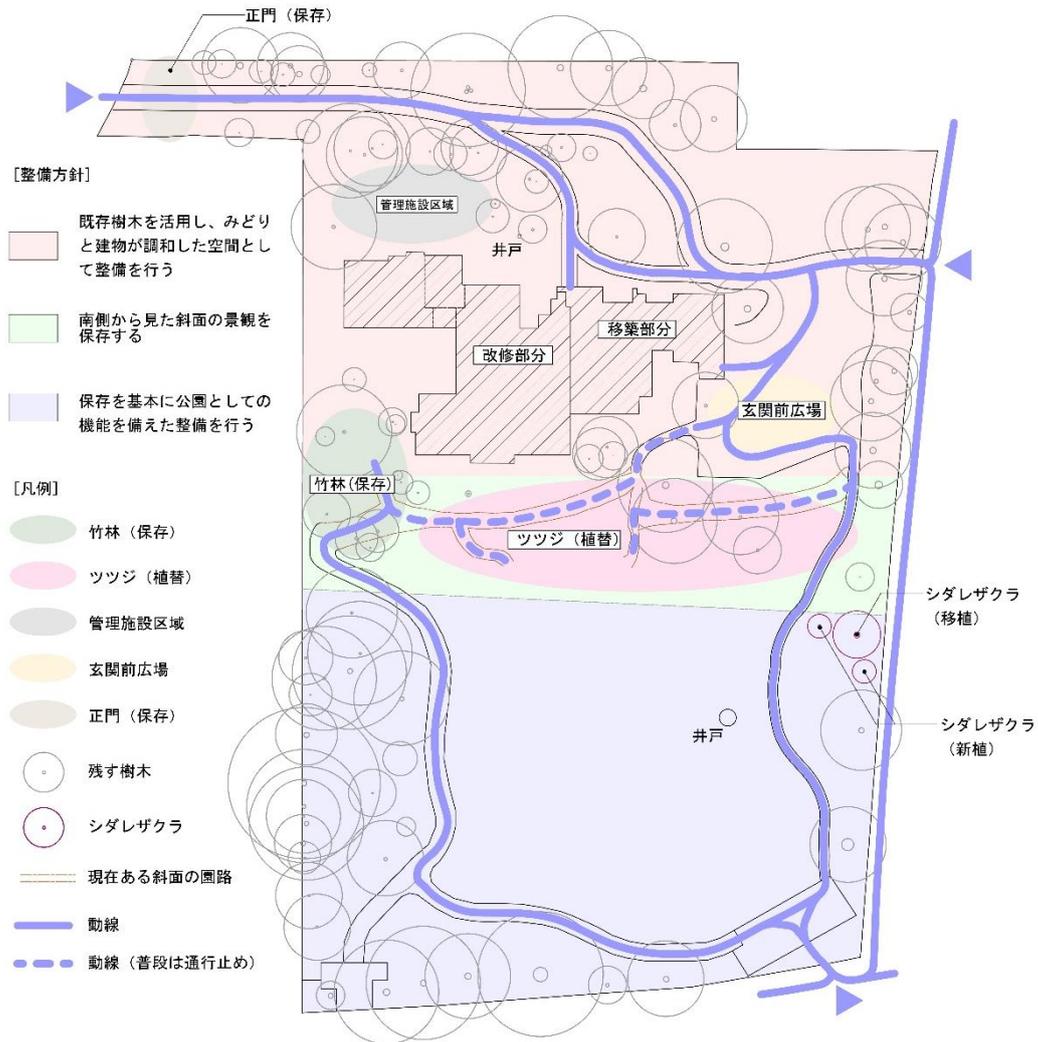


図 8-1 敷地全体の保存及び整備の方針

第 2 活用のための整備

1 遺構の復原展示・表示等

- ・ 復原を行わない遺構や、現況を保全する屋敷内の樹木等は、当時の状況を示す案内解説板の設置を行う。また、ガイドボランティア等による説明も行えるよう、養成等の準備を進めていく。

2 案内・解説・展示に必要な施設の整備

- ・ 効果的なサイン計画を策定し、それに基づいた案内表示板等の設置を行う。また、ガイド施設や学習室、ミーティングスペース、休憩・軽飲食スペース、展示スペースを確保し、それぞれの施設等に合わせた設備、展示用具及び調度品等の整備を行う。

<p>3 便益管理施設の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を安全で快適に使用し、適切に管理を行っていくことができるよう史跡と景観に配慮した整備を行う。
<p>4 周辺施設との連携</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード面においては施設案内板や、散策ルート上の誘導案内板を設置、各施設における相互案内表示により回遊性を確保し、ユニバーサルデザインの観点から、全ての人にわかりやすい表示を行う。ソフト面においてはガイドボランティアを養成し、まち歩きツアーなどを通して回遊性の確保を図り、散策ルートや各地域資源に関する情報の提供も行っていく。
<p>5 荻外荘移築部分の移築復原工事作業風景公開のための整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移築復原工事時には、工事作業風景の公開を行う。そのため、公開範囲から工事作業風景を眺めることが容易になるよう工夫をする。また、工事車両の出入りと来訪者の出入りが同時に生じないように、安全面に対して最大限の注意を払う。
<p>6 情報発信</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 価値を発信することで保存への理解を深める効果があることから、情報発信のためのインターネット等及びパンフレット等の整備を行う。

第3 防火・防災のための整備

<p>1 防火計画</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡指定後、消防法上、防火対象物の用途区分「(17)項 史跡」に設置が義務付けられる消防設備が必要となる。また、消防法 第8条 第1項に基づき、防火管理者の選任を行う。 ・ 火災時の初期消火並びに延焼防止のため、発見者がすぐに使用可能な簡易操作消火栓等の消防設備の自主設置を検討する。 ・ 夜間閉鎖時は無人となるため、機械警備会社への非常警報連動通知システムを利用した管理を行う必要がある。 ・ 防火管理計画に沿った火災の予防と早期発見、初期消火を徹底する。 ・ 消火設備等の使用方法について定期的な訓練を行う必要があり、災害時の対処方法、連絡体制等を周知する必要がある。また、各システムのメンテナンスには十分な注意を払う必要がある。

2 防犯計画

- ・ 公開時間内は管理者による巡回（説明等を通し、来訪者と会話することによる人物把握等）を行う。夜間は施錠管理並びに機械警備で対応する。
- ・ 不審者の通報等、事故防止や異常の早期発見については、近隣とのコミュニケーションの充実を図る。

第4 耐震対策

1 復原建物の耐震診断結果

- ・ 「荻外荘移築部分建物調査及び耐震診断調査業務」（平成25年10月）の復原案に基づく耐震診断結果は「大地震時に倒壊する可能性がある」であった。

2 補強対策

- ・ 荻外荘移築部分の再移築にあたっては、解体を伴うより詳細な調査を実施し、新たに策定された復原案、活用案を反映した上で、正確に耐震性を評価すると共に、建物特性に則した構造補強等の対策を具体的に検討する必要がある。また、荻外荘は「史跡」指定を受けており、建築基準法第3条の第1項「適用除外」により復原する。構造補強にあたっては、法令同等の安全性を確保する補強を行う必要がある。

3 耐震補強の原則

荻外荘は史跡指定を受けた文化財建造物であるため耐震補強を行う場合、以下のような原則のもとに調査・計画・工事を行わなければならない。

- ・ 意匠を損なわないこと
- ・ 部材を傷めないこと
- ・ 可逆的であること
- ・ 区別可能であること
- ・ 最小限の補強であること

4 地震時の対処方針（次頁に続く）

管理者は、地震時には被災者の避難誘導や救助を優先して行うと共に、直ちに関係機関に被災状況を通報する。区と管理者は、人命の安全が確保されたら直ちに連携して、建物とその保護に努め、必要な場合には次のような措置をとることとする。

(1) 建物に延焼の危険がある場合

初期消火活動に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合には、建物の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

4 地震時の対処方針（前頁続き）

(2) 建物等が大きく破損した場合

危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に危険部分に立ち入り、制限の措置をとる。

なお、破損部分が公共道路等を塞ぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立ち会いを得て、速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

(3) 建物等の主要な構造物が大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立ち入り制限の措置をとる。

第5 耐風対策

1 被害の想定

- ・ 荻外荘は、敷地周辺が豊かな屋敷林に囲まれており、防風林として機能してきたとみられ、これまで大きな被害はなかったものと推定される。これからも大きな被害はないと推定されるが、建物は台地の縁に位置し、南面する崖側は樹木等遮るものがなく、風力及び飛来物による建物の破損、屋根材等の飛散が想定される。また、豊かな屋敷林ゆえに樹木等の倒伏が考えられる。

2 今後の対処方針

- ・ 荻外荘は全ての瓦を釘等により留め付けていない。今後、強風時の瓦屋根の飛散を防止するため、全数ステンレス釘等による瓦の固定を行うことが望ましい。また、指定地の整備に伴い、荻外荘に近接し、倒伏の恐れのある樹木は、伐採等の対応を図り、日頃は樹木等の管理を適切に行うことで、倒伏による被害防止に努める。

なお、管理者は、台風等の強風が予想される時には、建物の倒壊を防ぐ仮設の設置や閉園措置等、予防に努め、風害時際には、被害状況の把握と被害拡大防止に努めるものとする。

第9章 運営・体制の整備

第1 管理運営の方法

荻外荘は、荻外荘移築部分の移築復原及び移築復原の工事範囲部分の整備を行う修景整備工事が終わって本格開園を迎えるまでは区による直接管理を行っていく。

本格開園後は、展示機能を持った歴史的建造物を包含する公園として様々な機能や役割が求められることになる。それらの機能や役割に対して常に高い質を保ち続けるような運営体制を整える。また、大田黒公園や角川庭園等の周辺施設あるいは地域との連携を行うことで、施設の魅力を最大限にアピールしていく体制を整えていく。

運営方式	庭園、歴史的遺構・建造物、情報発信拠点、地域・周辺施設との連携拠点として、運営の質を確保していくため、指定管理者制度あるいは業務委託による運営の検討を行う。
運営体制	施設の維持管理を行う管理部門、展示企画・資料の取扱い等を行う企画運営部門、地域一体のまちづくりの支援等を行う地域支援部門など、役割を明確にしつつ、密接に連携して効率的に運営する。
外部有識者	歴史的遺構としての説明や展示のため、専門的な知識とともに偏りのない見地からの示唆をもらうため、近現代史や建築の有識者による助言や指導を仰いでいく。また、施設のイメージアップやPR方法について、アートディレクター等の活用も検討していく。
入園料・入館料	庭園部分については、周辺施設との回遊性確保の観点から無料とする。また、建物については歴史的建造物の保全や受益者負担などの観点から入館料を設定することを検討する。年間定額料金や、様々な減額措置（例：地域活動団体、施設維持管理の協力者、友の会）など、より多くの人々が利用しやすい仕組みを検討する。

第2 地元地域の機運醸成

荻外荘の復原・整備には、豊島区からの再移築も含め、長い年月と費用を要する見込みであるため、地元地域全体の継続的な理解や協力が不可欠となる。このため、地域関係者、有識者、メディア関係者などの幅広い意見交換の場として「荻外荘懇談会」を開催し、例えば、地域と連携した管理運営（防災、防犯等を含む）や寄付のあり方等について意見を集めるなど、復原・整備に向けた機運醸成を図る。

第10章 施策の実施計画の策定

第1 施策の実施計画の策定

荻外荘は、近衛の別邸として、政治の場となった昭和前期を基本に、当時の状態へ復原するが、実際の整備にあたっては、長期的な施策として段階的に復原を行う。

杉並区による直接管理の元、北側敷地整備工事、荻外荘移築部分の再移築工事、修景整備工事を行い、本格開園まで導く。本格開園後は、指定管理者あるいは委託による日常の維持管理を想定しているが、各種復原・整備については区が主導し、整備を行っていく。

具体的な内容は、今後、（仮称）荻外荘公園整備基本計画を策定し、これに基づき整備を行うものとする。

「国指定史跡 荻外荘保存活用計画【概要版】」

平成 28 年度版

平成 29 年 3 月発行

編集・発行 杉並区都市整備部まちづくり推進課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

TEL (03)3312-2111 (代表)

登録印刷物番号

28-0136